

## 情報通信審議会令（政令第二百七十一号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十二年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

## （組織）

- 第一条 情報通信審議会（以下「審議会」という。）は委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## （委員等の任命）

- 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

## （委員の任期等）

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

## （会長）

- 第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## （分科会）

- 第五条 審議会に、情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）を置く。
- 2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、情報の電磁的流通及び電波の利用の技術に関する政策に関する重要事項を調査審議することをつかさどる。
- 3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。
- 4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部分の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務省情報通信政策局総務課において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

## 総務省組織令（政令第二百四十六号）

内閣は、国家行政組織法昭和二十三年法律第二百十号）、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

### （情報通信政策局の所掌事務）

第十条 情報通信政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

十六 情報通信審議会の庶務に関すること。

### （総務課の所掌事務）

第六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 情報通信審議会の庶務に関すること。

### 第三節 審議会等

#### （設置）

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会のほか、本省に、次の審議会等を置く。

情報通信審議会

### （情報通信審議会）

第二百一十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項

ロ 郵政事業に関する重要事項

二 前号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 第一号ロに掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。

四 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）及び電気通信事業法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、情報通信審議会に関し必要な事項については、情報通信審議会令（平成十二年政令第二百七十一号）の定めるところによる。